

(案)

業務委託契約書

1. 委託業務名 スカム処分業務委託 (R6)
2. 履行場所 受託者施設内
3. 履行期間 自 令和 年 月 日
至 令和7年3月31日
4. 業務委託料 1 t 当たり ¥●●-
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥●●-
(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条
第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び
72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分
の10を乗じて得た額である。
5. 契約保証金 免除 (沖縄県財務規則第101条第2項第1号から第3号に
該当する場合。)

上記委託業務について、委託者 沖縄県下水道事務所 所長 比嘉 久雄と、
受託者 ●● 代表取締役 ●● ●●とは、次の条項によって委託契約を締
結し、信義誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通
を保有する。

令和7年 月 日

委託者 住 所 宜野湾市伊佐3丁目12番1号
氏 名 沖縄県下水道事務所
比嘉 久雄

受託者 住 所
氏 名

(総則)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、別冊仕様書及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）等関係法令に基づき、頭書の契約単価をもって、頭書の委託業務（以下「業務」という。）を誠実に履行しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない事項があるときは、委託者（以下「甲」という。）と乙が協議して定める。

(業務の内容等)

第2条 廃掃法施行令第6条の2で定められた基準について、甲乙が業務の内容等を互いに確認したのは、以下のとおりである。

(1) 乙の事業範囲

乙の事業範囲は、以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

・ 処分に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕

許可都道府県 : 沖縄県

許可の有効期限 : 令和●年（20●●年）●●月●●日

事業範囲 : 別紙許可証（写し）のとおりに

許可の条件 : 別紙許可証（写し）のとおりに

許可番号 : 第●●●●●●●●●●●●●●●●号

(2) 委託する産業廃棄物の種類及び数量

スカム（汚泥） 年間想定 150.00 t

(3) 本業務の内容

スカム（汚泥）の処分

処分方法 : ●●

(4) 本業務に関連する乙が有する施設の処理能力

天日乾燥施設 ●● m³ / 日

焼却施設 ●● t / 日（24時間） ●● t / 時間

処理施設の所在地 : ●●●●●●●●●●●●●●●●

(5) 中間処理後の最終処分

処分業者 : ●●

処分方法 : ●●

施設の処理能力 : 固化施設 ●● t / 日

埋立施設 管理型埋立面積 ●● m²

埋立容量 ●● m³

処分場所の所在地 : ●●●●●●●●●●●●●●●●

(6) 適正な処理に必要な情報の提供

- ・性状：汚泥
- ・荷姿：バラ
- ・腐敗、揮発等性状の変化に関する事項：腐敗する 揮発性なし
- ・他の産業廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項：特になし

なお、内容に変更があったときは、速やかにその旨を乙に書面をもって通知するとともに、本契約書に添付する。

(7) 受託業務終了時の報告

乙は、当該業務終了時に速やかに業務完了通知書を提出すること。

(8) 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取り扱い

契約が解除されたとき乙施設内にある処理されない産業廃棄物については、乙が責任をもって、甲の所有する天日乾燥施設に運搬する。

また、運搬先については、甲の指示した天日乾燥施設へ運搬する。

(産業廃棄物税)

第3条 沖縄県産業廃棄物税条例（平成17年7月26日条例第37号）による産業廃棄物税相当額は、契約単価に含むものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保の目的に供することができない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示したうち、「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負させた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(業務の調査)

第6条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の状況について調査し、報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、若しくは一時中止あるいは打ち切ることができる。この場合において、業務委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 業務の遂行により第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において賠償する。ただし、甲の責に帰する事由による場合においては、甲の負担とする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、契約の履行にあたり知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(従業員の確保)

第10条 乙は、いかなる場合でも作業に必要な従業員を確保し、業務に支障をきたすことのないように努めなければならない。

(労務管理等)

第11条 乙は従業員の労務管理並びに安全衛生管理については、十分な注意を払い事故の防止に努めなければならない。

(委託業務の請求)

第12条 乙は、毎月10日までに、前月中に処分した分をとりまとめの上、甲の確認を得てその代金の支払を甲に請求するものとする。

(委託料の支払い)

第13条 甲は、前条による請求書を受領した日から30日以内に前月分の委託料を支払うものとする。

(甲の解除権)

第14条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 契約を履行しないとき、又は契約履行の見込みがないと認められたとき。

(2) 関係法令、規則等に違反したとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど認められるとき。

(4) 前各号のほか、契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められたとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合は、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第15条 乙は甲が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 甲が委託料の支払いを遅延し、相当の期間を定めて催告してもなお支払いに応じないとき。

(2) 前号のほか、甲がこの契約に違反し、契約の目的を達することができなくなったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合、業務の履行部分について甲は相当と認められる代価を支払うものとする。

(履行遅滞の場合における違約金)

第16条 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、違約金の支払いを乙に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、沖縄県財務規則第109条の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

3 前項の違約金は、契約代金支払のときに控除し、その額が支払金の額を超えるときは、その超える額を徴収する。

(疑義)

第17条 この契約に定めのない事項、又は疑義については関係法令によるほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。